

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険法による事業運営に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、国民健康保険法による事業運営に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県土浦市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法による事業運営に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険法による事業運営に関する事務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市から委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格の情報の提供を行う。 ⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報をもとに、機関別符号の取得等を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。） * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名

1. 国保資格情報ファイル
2. 国保給付情報ファイル
3. 国保賦課情報ファイル
4. 国保特別徴収情報ファイル
5. 国保収納情報ファイル
6. 国保滞納情報ファイル
7. 国保宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の43の項（番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号） 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項（番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条）、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の56の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号), 57の項, 58の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条), 59の項, 60の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第1号及び第2号), 2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第12号), 3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第1号及び第2号), 5の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号), 24の項, 33の項, 37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 38の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第8号), 41の項, 46の項, 53の項, 56の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号, 第7号及び第8号), 60の項, 75の項, 79の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号, 第5号及び第7号), 116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 117の項, 123の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 130の項, 140の項, 143の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法 附則第6条第4項, 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 保健福祉部 国保年金課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月2日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 新 豊	国保年金課長 塚本 哲生	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	連絡先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条、番号法第9条第2項の条例	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25、26、1、2、3、4、5、19、20、25、33、44、46条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 塚本 哲生	国保年金課長 羽生 元幸	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成29年6月1日	システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）* 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	国民健康保険法に基づく使用システムの追加によるもので重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月10日	事務の内容	国民健康保険法に基づき国民健康保険法による事業運営に関する事務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法に基づき国民健康保険法による事業運営に関する事務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市から委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格の情報の提供を行う。 ⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情	事前	国民健康保険法に基づく使用システムの追加によるもので重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月10日	システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	国民健康保険法に基づく使用システムの追加によるもので重要な変更にあたらない
令和2年3月10日	個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 番号法第9条第2項の条例	番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 番号法第9条第2項の条例 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条)、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	国民健康保険法に基づく使用システムの追加によるもので重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月10日	情報提供ネットワークシステム による情報連携法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号), 43の項, 44の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条), 45の項, 46の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第1号及び第2号), 2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第12号), 3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第1号及び第2号), 5の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号), 17の項, 22の項, 26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第8号), 30の項, 33の項, 39の項, 42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号, 第7号及び第8号), 46の項, 58の項, 62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 80の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号, 第5号及び第7号), 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 88の項, 93の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 97の項, 106の項, 109の項	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号), 43の項, 44の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条), 45の項, 46の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第1号及び第2号), 2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第12号), 3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第1号及び第2号), 5の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号), 17の項, 22の項, 26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第8号), 30の項, 33の項, 39の項, 42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号, 第7号及び第8号), 46の項, 58の項, 62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 80の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号, 第5号及び第7号), 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 88の項, 93の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 97の項, 106の項, 109の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法 附則第6条第4項, 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	国民健康保険法に基づく使用システムの追加によるもので重要な変更にあたらない
令和2年3月10日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 羽生 元幸	国保年金課長 菊田 宏巳	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和2年3月10日	しきい値判断項目 対象人数	平成27年1月5日 時点	令和2年3月10日 時点	事後	評価書の見直しのため重要な変更にあたらない
令和2年3月10日	しきい値判断項目 取扱人数	平成27年1月5日 時点	令和2年3月10日 時点	事後	評価書の見直しのため重要な変更にあたらない
令和2年4月1日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 菊田 宏巳	国保年金課長 元川 宏	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和2年4月1日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号) 番号法第9条第2項の条例 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条), 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第1の43の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号) 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条), 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法の改正によるもので重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号), 43の項, 44の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条), 45の項, 46の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第1号及び第2号), 2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第12号), 3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第1号及び第2号), 5の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号), 17の項, 22の項, 26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第8号), 30の項, 33の項, 39の項, 42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号, 第7号及び第8号), 46の項, 58の項, 62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 80の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号, 第5号及び第7号), 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3号,	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の56の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号), 57の項, 58の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条), 59の項, 60の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第1号及び第2号), 2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第12号), 3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第2号, 第3号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号), 4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第1号及び第2号), 5の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第6号), 24の項, 33の項, 37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 38の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第8号), 41の項, 46の項, 53の項, 56の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号, 第7号及び第8号), 60の項, 75の項, 79の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号, 第5号及び第7号), 116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3	事後	法の改正によるもので重要な変更にあたらない
	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 元川 宏	国保年金課長	事後	標記の変更によるもので重要な変更にあたらない
	しきい値判断項目 対象人数	令和2年3月10日 時点		事後	評価書の見直しのため重要な変更にあたらない
	しきい値判断項目 取扱人数	令和2年3月10日 時点		事後	評価書の見直しのため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法の改正によるもので重要な変更に当たらない